

第8回 循環型社会検討委員会

日 時 : 平成17年10月29日(土) 午後1時30分~午後4時

場 所 : 兵庫県立先端科学技術支援センター 多目的室

参加者

学識経験者委員	野邑奉弘	大阪市立大学大学院教授
宍粟市(山崎町)	後藤和敏	
(波賀町)	清水滋子	清水康廣
(千種町)	村上予始子	
たつの市(新宮町)	有馬昌宏	岸 實(副委員長)
上郡町	安藤信子	宮下勝久
佐用町(佐用町)	小原一志	西崎和子
(南光町)	宇多勇雄	
(三日月町)	春江博明	
安富町	新土香代	進藤 巖

にしはりま環境事務組合 谷口茂博(事務局長)
船曳 覚(事務局次長)
深澤寿信(局長補佐兼企画調整係長)
安藤康博(建設1係長)
坂井高誉(建設2係長)
尾崎敏彦(総務係主査)

(財)ひょうご環境創造協会 阿江裕行(環境共生課長)
中野浩行(環境共生課係長)
(株)環境工学コンサルタント 畑間慎哉(技術部部长)
山本方晶(技術部課長)

< 次 第 >

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 報告・協議
 - (1) ごみ減量化に関する提言(修正案)の検討・協議
 - (2) リサイクルセンター施設整備に関する提言(修正案)の検討・協議
4. その他
5. 閉 会

1. 開 会

副委員長： きょうは8回目の循環型社会検討委員会を開催いたしましたところ、皆さま方にはご多忙の中お繰り合わせご出席いただき、誠にありがとうございます。この後、忌憚のないご意見等をいただき、本日の会が実り多い会になりますように、切にお願いをいたしまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

2. 委員長あいさつ

委員長： これまでいろいろとご検討をいただき、いよいよ提言をまとめる段階に入ってきました。きょうは修正案を検討していただき、次回には提言の形にまとめたいと考えています。この委員会はそれで終わるわけではなく、次のステップでは実際にプラザのシステムができた後、やはり住民の方々がそれを積極的に使いこなす案も考え、組合に提言できるようにしたいと思っています。幾ら立派な施設を造ったとしても、それを使いこなさずに、放っておくのはもったいない話です。前回の委員会では「移動式の出前講座」という案も出しましたが、各委員もいろいろな案をお持ちだと思います。それらを組合に提言していきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

3. 協 議

(1) ごみ減量化に関する提言(修正案)の検討・協議

事務局： 資料説明(内容割愛)

副委員長： ただいま事務局から、「ごみ量の見通し及び目標数値の設定」と「ごみ減量化に関する提言(修正案)」について説明をしていただきました。忌憚のないご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員： リユースがリサイクルの下に書いてありますが、家の中のリユースもあると思います。両方書くとわかりにくくなるかもしれませんが、いかがでしょう。

委員長： 煙突から外へ出ているような感じがして誤解を招くかもしれませんので、家の中にリユースもリサイクルも入れてはどうでしょう。リサイクルやリユースをして、他の人たちにも使ってもらおうというイメージが入っていても、それがうまく表現できていないかもわからない。

委員： 例えば、リユースには、家で古くなったタンスを塗り直して使うというイメージがある。リサイクルは、リサイクルセンターもあるので、外へ出ていくイメージがあってもいいのですが、リユースは、自分で使うものもあるので、外にあるとどうかと思ったわけです。

委員： 「自律家庭」というすばらしい言葉が出てきているのですが、この自律家庭をどのようにしてつくるかということが一番の問題ではないでしょうか。

事務局： 実際、自律家庭をどう築くか、また普及していくかは、ソフト事業の啓発にかかってくると思います。ですので、今回の「ごみの減量化に関する提言」また「リサイクルセンターに関する提言(修正案)」は、施設整備基本計画に反映することを併行して進めており、現在、このような形で提言にまとめる作業をしているところです。

啓発や組織の運営形態といったソフト的なことは、次回の細部の検討になるのではないかと考えています。

委員： いま「自律家庭をどうつくるか」というご質問であり、「これが重要だ」というご指摘だと思います。

ステップ1、2、3とありますが、我々が入口側、出口側でこれを実践することによって

自律家庭に近づき、築きあげていくことになる。言うだけではなく、どう実践するかとなると、入口側、出口側にステップ1、2、3とあるわけです。

これに対して住民は具体的にどう取り組むのかという、さらに一歩踏み込んだ提言という形で「取り組み」をあげていただいている。今回いただいた資料は、具体的な方策まで書いてあり納得できる。あとは、住民がどうするかということです。

私から質問を申し上げたいのは、これをどう実現していくかということです。1ページの「ごみ量の見通し及び目標値の設定」を見ますと、平成17年で右肩上がりになっている。施設が稼働する平成22年には落とすという絵を描いているが、平成21年、22年は非連続となっています。

先ほどのご質問に係ってくるのですが、平成21年まではこのままで、平成22年に急に人間性を変える。「21年までは非自律的で、22年になって自律的にやってください。」と言われても、できるわけがない。

要するに目標に向けて、住民意識を徐々にどう変えていくかということだと思うのです。「22年からこうします」と言われても、そう簡単には変わるものではありません。

重要なことは、ごみ焼却施設はまだできていなくても、できる範囲内のことは徐々にやっていくことです。いわゆるハードランディングではなくてソフトランディング、ゆっくりそちらへ持っていくという仕掛けをぜひ持っていたきたいし、可能であれば、この委員会でそういうこともご検討いただきたいと思います。

もう1点、数字、データの見直しをされたことの確認です。

「減量化への取り組み」の「行政の取り組み」のところ「（環境啓発活動）」の2番目の○「組合は、先進事例など最新情報や資源化・減量化効果等の取り組みの検証結果等を定期的に公表することにより」と書いてあります。

前回は申し上げましたが、旧11町別とか、場合によってはもっと踏み込んだ地区別単位等で、「1年前と比べて、この地区はこれくらい減量化が進んでいる。」という数字が出ると、「なるほど、我々が日々努力しているので、具体的に減ってきている。」と実感でき、住民の皆さんも自律家庭に向けてのステップ1、2、3をどんどんやってみようという気になり、これが定着してくると思うのです。

そこで、この「減量化効果等の取り組みの検証結果」で心配するのは、データの見直しが何度もあるということですが、本当にその数字が出てくるのですか、大丈夫なのかということ。特に心配しているのは、収集車は、どの地区を収集したかを計量すれば、大体地区別はわかりますが、きょうの持ち込み系のごみはどこから来たのかとなると、はたして大丈夫なのかと思う。持ち込みごみの方法をきちんととらえられるのかどうか。このへん、時間があれば、後で教えていただきたい。

そういう意味で、1番目のハードランディングを22年にするのではなく、22年に向けてどう持っていくのかという意識の啓発が大切だと思います。

また、ごみ焼却場は従来の焼却場を使いますが、どうしていくのかということを考えていただきたい。たつの市の場合では、旧新宮町は10月1日からごみの収集方法が変わりました。いままでは細かく分別していましたが、エコロはガス化溶融炉の固定床ですから、冷蔵庫でも燃えます。キャップ、金属部分もそのままいけます。壊れたトースターだって「燃えるごみ」で出してくださいとなっています。

組合の計画は流動床です。流動床の場合、金属系がどこまで燃やせるのか。新宮町ではいままで細かく分別していたのを緩くした。それを平成22年にまた厳しくするといったときに住民はどう反応するか。なおかつ「旧新宮町は厳しくなりますが、旧龍野市、御津町、揖保川町部分は緩いですよ」と言って、同じ市の中で住民に納得してもらえるかという、厳しいと思います。

結局、分別を厳しくすると抵抗はあるのですが、仕方がないので定着するようになります。

上郡町も新宮町も定着しました。つまり一回緩めると、もう一度厳しくするのは大変なことです。

環境事務組合にお願いしたいのは、平成22年に向けて取り組むのであれば、ごみ収集や分別方法など、こういう計画を立てているから、旧11町ばらばらで平成21年まで行くのではなく、22年以降のことも踏まえて「やはり大枠は守って、個々の町で取り組んでください。」という形で、イニシアチブをとっていただきたいと思います。

合併の枠組みの中で環境事務組合をつくっているわけではないので、これは仕方がないでしょう。大変だろうと思いますがよろしくをお願いします。

副委員長： いまのお話は参考にしなければならない問題ばかりかと思います。

10月1日でたつの市が誕生し、新宮町ではきめ細やかな分別を行っていましたが、1日から大幅に変わってきたような感じがします。「燃えるごみ」となりますと、大半が燃える。例えば、農機具のトラクターの爪も燃やせませす。そうすると、これまで何をしてきたのかという感じを持つ。いまの時代に逆行しているのではないかという感否めないわけです。

しかし、住民にとっては、選別をしなくてもいいし、すべて袋に入れて出せば終わりということで、これから先が案じられるのですが、先ほど言われましたように、22年の供用開始に向けて、年次計画を立て、目標が達成できるような方向で徐々に進めていかなければならないのではないかという感があります。

委員長： 先ほどのご意見は当然だと思います。「行政の取り組み」で毎年、減量の情報を出していくという項目が「(環境啓発活動)」の2番目にありますので、「意識啓発と情報の共有化を図っていく」のところへ、「共有化を図りつつ22年度の何々に向かって努力してほしい」という項目を入れてはどうでしょう。

組合という立場では、施設が稼働してからが組合の仕事になるので、この折れ線グラフのとおり、これでやらざるを得ないかもわからない。そこに破線で下ろしていくような絵が描ければ描いてもいいだろう。

これは、組合の立場の問題もありますので、後で検討していただきたいと思います。

事務局： 今回まとめた提言は、担当課長会で内容も確認いただいています。各市町とも具体的な施策がまだ出ていませんが、組合としては、この提言に沿った方針を立てることで協議を図っています。それぞれが環境行政の主体ですので、極力取り組めるところは取り組んでほしいという願いはしているところです。

まだはっきりとは言えませんが、リサイクルセンターは、できれば焼却よりも早めに稼働したいと考えていますので、ステップ1、ステップ2を年次計画的に実行していくことも可能と思います。

今後、課長会に随時諮っていきながら実効性を検討していきたいと考えています。

委員： 基本的には2市3町の首長が管理者、副管理者になっている。課長会議も重要なのですが、平成22年に、環境事務組合で地球環境にやさしい循環型社会を実現することに首長も理解されているのですから、やはり正副管理者会議にあげていただきたい。

ボトムアップとトップダウンの両方で進めていただきたいと思います。

委員： 先ほどの合併の問題ですが、新宮町とたつの市で収集の仕方が違ってくるが、またもとへ戻っては困る。いま佐用町で町長選挙があるが、合併協議会でそういう問題を取り上げていなかったり、根本的に問題になっているようである。

「町によって収集の仕方が違ってくる」と聞かれたのですから、そういうことは「こうします」ときちっと答えてほしい。

副委員長： 「自律家庭の構築」ということになりますと、例えば、入口側の「買い物袋持参・レジ袋を断る」「無駄な食材を購入しない」といったことが住民として実践できるのかどうか。もちろん実践していただかなければならないのですが、どう住民にPRし、実践につなげていくのか。そのへんの意見もいただきたいと思います。

委員長： 委員の方も困っておられるかも知れませんが、自律というのは強制ではなく、「どうすればよいか、それを自分で考えてやってください。」という意味です。こういうことが大事なので、ぜひ各家庭でいろいろとお考えになって、率先してやっていただければありがたいというイメージです。

組合は、どちらかといえば行政に近い立場であり、住民に対して「こうしなさい」とは言えませんので、このように「ぜひ協力してください」という立場で言っているわけです。

この委員会は、どちらかといえば民の立場でつくっていますから、「自分たちはこうするから、組合のほうでそういうことを言ってください」ということであれば、それはそれでいいのですが、組合が組合の立場で出したときに「なぜ組合がそんな横柄な言葉を使うのか」と受け取られます。そのへんを少し考えて、この委員会では、自律が一番“らしい”なというようにイメージしたわけです。

委員： すでに実践している人にすれば、これ以外に何ができるのかということになりますので、アイデア大賞のようなものを募集して、いいアイデアは表彰するなどはどうでしょう。

実践している人たちにすれば「こんな簡単なこと」と思うし、実践していない人にすれば「できるかな」ということになるだろうし、やりやすい方法もあると思います。

委員： いま「実際に自律家庭をどう築くのか」というお話したと思うのですが、我々はこのような形でやってほしいと提言するのであって、実践するのは、言われるように、ソフトの仕事になってくると思います。それは提言を受けた行政が事業をなしていく。それには組合で検討されたことを参考に実行するという筋になるのではないかと思います。

それから、たつの市のごみ収集の仕方と、この検討委員会で考えている仕方に隔たりができています。22年稼働に向けて、その隔たりを調整していくことが、一番難しい問題ではないかと思っています。

安富町と新宮町がその対象だと思うのですが、安富町の場合は、現在の宍粟市でごみ収集がされて、姫路市と合併してもそれが続くのかどうか、そのへんはよくわかりませんが、そこはたつの市と姫路市のトップできちっと調整をされて、実際にやるときに、先ほど言われたように、住民から「急に話が固く（厳しく）なってしまった」ということにならないように願いたい。

合併の問題は避けて通れない。11町でやっていく問題ですが、最後は非常に難しい問題になると思います。

委員： 安富町は現在、宍粟広域から分かれて、職員4名、車3台で対応しています。そのごみは宍粟市のごみ焼却施設に委託をしており、当分の間は、合併しても姫路市が委託するようなことを聞いています。姫路市も22年か21年に網干のほうに大きな施設ができるそうです。その時点でどうなるか、まだ定かではありませんが、一応委託になっています。

ごみの分別のことですが、宍粟郡旧5町の中でも安富町、山崎町では、びんは、油びん、酒びん、ビールびん、すべて一緒に出しています。缶もスチールとアルミに分別しなくてもいいことになっています。

このように、同じ宍粟郡旧5町でも分別の仕方が違いますので、今度11町になれば、いま言われたように、徹底した分別方法を早くから啓発しておかなくてはいけないのではないかと思います。

委員： いろいろしたいのですが、まとめてうまくできるかどうかということがあります。

合併とごみ処理については、以前から話が出ています。新宮町もこの組合の仕方でしたのが、たつの市に合併して、たつの市の溶融炉に合ったごみ収集に変わったわけです。

今度、この組合が動き出せば、たつの市の新宮町分のごみ処理については、こちらの組合に移るわけですか。

事務局： たつの市の合併の際、ごみの取り扱いについては、新宮町区域のみ、組合の供用の開始にあわせて移るという規約の変更はしています。

委員： たつの市の溶融炉についても、20年少したてば寿命が来るので、この組合の能力も上げてもらい、こちらのほうに入れてもらいたいという話を聞いたこともあります。

だから、この計画概要も国や県の方針に合わせて、これからどんどん変わってくるのではないかという気がします。

副委員長： エコロも、いま言われましたように、耐用年数が限られています。

委員： だから、こちらの建設時期にエコロの寿命が来るので、能力を大きくしてもらいたいという話も、出たのか出ていないのか、聞いたことがあるのですが。

事務局： 聞いたという話で、そこから出たのかわかりませんが、まず施設を建設する段階では処理区域を設定する必要があり、それは規約で規定されています。

それと、処理計画にいうごみ排出量については国との協議があり、各町の状況を積み上げての協議になりますので、将来、そういうことになるだろうという推測をもって、現段階で計画することは不可能だと思います。

委員： 他市町の焼却炉もそれぞれ寿命があり、改修するとすれば1年にかかると思います。その間のごみの処理は、近隣市町へ協力要請し、近くの焼却炉へ依頼される。そういう協力を周辺の地域はすることになっていると思うのですが、そういうことも考えると、ここの住民数だけの能力ではなくて、バッファ的なもの、余力を持ったような設計になったり、数になったりするのではないかという気がします。

事務局： それは過去の例からみても、施設が改修等で休止する場合、その地域のごみは、おそらく宍粟市も姫路市にお世話になった経緯があったと思います。上郡町も、赤穂市、相生市にお世話になりましたので、各市町間で許容範囲内の受け入れはできると思います。

もちろん災害時の応援協定もあります。それは県が中心になって受け入れ可能なところへ振り分けるという形の協定ですが、緊急時ですので、各施設の許容範囲、ピットの容量、置き場の確保、運搬距離など、それらを含めての対応になると思います。

委員： 将来どうなるかわからないと思いますので、「あり得ない」とか「絶対はない」ということはあまり軽々しく言わないほうがいいかと思います。

委員： この委員会は、そういうことを議論するところではないと理解しています。

今回の場合は、にしはりま環境事務組合の設立の規約等、きちんと議会で議決されたものがあるので、基本的には先ほど事務局が答弁された範囲内で、「いまの規約上はあり得ない」ということで十分理解できるのではないかと思います。

私が最初に火をつけたわけではないのですが、いまの環境事務組合には、あいまいなところがあるわけです。平成22年に施設が稼働してからは、基本的に環境事務組合が旧11町域のごみ処理を担うわけですが、いまは施設がなく、その施設を造ることに向けて仕事をしています。しかし、実際のごみ焼却は旧11町がそれぞれ個別に行っているのです、そのへんがあいまいになっているわけです。

私が最初に申し上げたのは、たつの市の旧新宮町域は、いまはエコロで処理しているが、22年にはこちらの新しく造られる施設へ持ってくる。安富町がどうなるかは未定である。上郡町にしても赤穂市との合併協議会があり、流動的なところがあるわけです。

これから循環型社会の実現に向けて、ごみ収集や分別の方法をどうするかというときにもめないように、要するに、佐用町とたつの市の新市町長が決まろうとしている。しかも、その方々が正副管理者になられますので、そのへんのことにはきちんと正管理者から副管理者に伝えておいてくださいということです。かつ22年になって急に、たつの市の旧新宮町域の皆さんに「ごみ収集方法があなたの地域だけ変わります」、「姫路市の安富町域だけこう変わります」とならないように、事前に調整はお願いしたい。

そうしなければ、この委員会で一生懸命に議論したことが実現されないことになります。ここで議論していることは、住民がこれだけ協力しようと機運を盛り上げようとしているわけですから、これがきちんと実現できるように担保はしていただきたい。

副委員長： 次回にはまとめる方向で進めたいという意向もあります。それらを踏まえ相当意見もいただきましたので、「ごみ減量化に関する提言」については、このへんで終わらせていただき、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいですか。

委員： 今回、「取り組み」についてきちんと主語を入れていただいたのですが、今度は「いつまでに」という期限がなくあいまいになっている。「いつからします」という言葉がないわけです。

平成18、19、20、21年はどうするという話がないようですので、よく5W1Hと言いますが、ここでwho(誰)が入ったので、whenという時間軸を入れて整理していただくとすっきりすると思います。

ただ、環境事務組合がどこまで主体性、イニシアチブを持って言えるのか、あいまいなところがありますから、ぜひ詰めていただき、「いつから取り組む」と次回に明示していただければ、もっといい提言になるのではないかと思いますし、我々も責任を持ってやるためには、それが入らないと「検討委員会の提言です」とは言えないと思います。

副委員長： 次回には「いつまでに、どういう形で進める」ということを加えて出してもらえますか。

事務局： ご意見をふまえて修正案を考え、次回に提出させていただきます。

副委員長： それでは、10分ほど休憩をさせていただきます。

(休 憩)

(再 開)

(2) リサイクルセンター施設整備に係る提言(修正案)の検討・協議

副委員長： それでは「リサイクルセンター施設整備に係る提言」について、事務局からよろしくをお願いします。

事務局： その前に先ほどの「持ち込みごみのカウントについて、どう考えているのか。」ということですが、これは私どもが前回、数値が変わったことでご不審を招いたことと思います。申しわけございませんでした。

いま直接ごみは、1枚目に示していますように、家庭系、事業系については「個人の名前で出している分」、また「個人商店の名前で出している分」、それ以外は「許可業者」という分け方をしています。そこで個人で何トンというような数量を持ち込む場合は、家庭系の一般廃棄物からは除外しました。

それで「直接持ち込み」の考え方ですが、今まではそれぞれの町内もしくは近隣に処理場があったため、軽トラック等で直接持ち込みされていたと思いますが、今回はここに処理場ができますと、距離的にも遠くなりますので、おそらくステーションに出される率が高くなるのではないかという想定でこの数値をはじいています。

事務局： 資料説明(内容割愛)

副委員長： 「施設整備に係る提言(修正案)」につきまして、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

委員： 「プラント部門」の「(設備の内容)」に「処理施設への負荷を軽減するため、従来どおりの指定袋方式による排出を推進することを提言する。」とあるのですが、上郡町では、もう資源ごみの指定袋方式はやめたような気がします。

リサイクル品、缶は透明か半透明の袋に入れると、以前は決まっていたと思うのですが、いまは何でもよくなった。それに、指定袋はお金を払って買います。これをわざわざ指定袋にして、お金を使って作るのかどうかということもあります。

びんは袋に入れられないだろうし、負荷を軽減するためなら指定袋方式にこだわる必要があるのでしょうか。びんは、コンテナ回収など、それぞれに合った排出方法を推進したほうがいいのではないかと思います。

事務局： 指定袋のメリットは、プラントに入るときに破袋機で袋を破りますので、袋の強度や内容は統一したほうがいい。そういう負荷軽減の話ですが、確かに上郡町は、回収箱で容器回収をしていると思います。

委員： 神戸市の施設を視察したときに、作業をされている方が、スーパーマーケット等のレジ袋は「破りにくくて、大変です。」という話があった。

これは、それを受けての提言ですか。そういう意味でいうと、処理施設への負荷というよりも、処理業者への負荷ということだろうと思います。

それはそれで、袋で回収するのか、コンテナ等を使って回収するのか、まだ詰めていないと思いますが、袋で回収するのであれば、こういうことも必要だろうと思います。

ただ、今度コンテナで回収するのか袋で回収するのかということになると、回収の車をどうするのか。パッカー車をそのまま流用して回収するのか、いろいろあると思いますが、環境事務組合はどうお考えなのか。

まだはっきりしていない、何も決まっていないのであれば、従来どおりの指定袋方式もここにはまだ書けないという気がしますが、それはもうお決めになったのですか。

事務局： 上郡町では、拠点回収、コンテナ等での回収をしていますので、ご意見のとおり検討が要ると感じます。ただし「指定袋の場合は」と限定するのであれば、表現の仕方をもう少し改めて、提言として用いるべきではないかと思います。

まだ具体的にどちらですということとは決めていませんし、この場ですぐというわけにもいかないと思いますので、表現を改めるような形にさせてもらえればと思います。

委員： 「エコハウスの概要」が最後についていますが、もともとエコハウスのコンセプトとリサイクルプラザの考え方は、おそらくエコハウスのほうが大きくて、その中にリサイクルプラザが包含されるようなイメージかと思うのですが、投資のことを考えた場合に、重複投資はできる限り避けたほうが良いと思います。環境事務組合としては、これをどうお考えなのでしょう。

エコハウスは、今年度中に計画が進むというお話であったと思うのですが、プラザ部門の計画はどうなのでしょう。来年度には基本コンセプトを作り、設計、用地買収に入られるのですか。

それにしても、エコハウスがもうできるのであれば、エコハウスにリサイクルプラザの機能をうまく取り込んでいただくように、県と調整を図られることも考えられると思うのですが、いかがでしょうか。

そのへんの事情をまず教えていただいた上で、そういう議論ができるのか、できないのか。環境事務組合と県との間で調整をして、お互い隣接して造って何かを共有化して、コスト削減や相乗効果をもたらすことが可能なかどうなのか、教えていただけないでしょうか。

事務局： エコハウスの状況ですが、当初計画より若干遅れて、平成18年度中の供用開始ということですが、あくまで年度内というように理解してほしいと聞いています。

内容については、展示・啓発では、共有している部分が多々あると感じます。組合の考え方は、右側資料の最初の○「地球温暖化防止活動の拠点施設であるエコハウスとは、設備、人材等で強い連携を保つことにより、共通の目標である持続的な循環型社会の形成を目指し、環境啓発・普及機能の相乗効果を図ることを提言する。」のような案を出しています。

具体的な部分はまだですが、相乗効果を図る上で、重複するようなことは避けるべきだと考えていますし、この提言を受けて、エコハウスと調整しながらリサイクルプラザの展示・啓発の部分を考えたいと思います。

委員： エコハウスが平成19年3月末をめぐりに稼働になると思うのですが、場所も「第一

工区の外縁部にある三日月町光都」と設定されているとなれば、我々が「設備・人材等で強い連携を保つことにより」という提言をしたとすると、エコハウスと距離が2 kmも3 kmも離れていて、設備をどう連携するのですかという話になるわけです。

こういう原案を事務局が出されるということは、県とある程度調整があつてのことなのか。既に県の予定はできていて、環境事務組合はリサイクルプラザとの連携を希望しているが、県は「違います。別物です」ということであれば、このような提言を出したのでは、我々の責任問題になるわけですから、そのへんの可能性はどうかということですか。

可能性がないものを幾ら議論しても仕方ありません。県も具体的なプランがないと、18年度中に稼働という回答はしないはずですよ。もっと情報収集能力を高めていただきたい。

事務局： 具体的な部分は現在、委員会等で進めているということをお聞きしており、こちらの意向も伝えていきます。

エコハウスの方が早く完成しますので、重複する部分をふまえ、組合が後追いにならざるを得ない。施設設計等の反映においては、組合の要望等も加味していただいていますし、県も連携の方向で考えてはいますが、組合側の案がまだできていないので、皆さんに具体的な提示がしにくい。今後の協議になってくると思います。

事務局(工務部)： エコハウスについては、創造協会がいま展示施設の基本設計を受けて、作業をしているところです。むしろ連携を図る上で、リサイクルセンターのプラザ部門の施設内容よりエコハウスのほうが早く決まってしまうので、スペース的に少し空けておくなどで対応せざるを得ないと考えているところです。

委員： エコハウスにスペースを空けておくから、リサイクルセンターのプラザ部門で何か考えて、そこを埋めるようにするということですか。ということは、エコハウスとリサイクルセンターのプラザ部門は同じ建物の中にあるということをお聞きしているということですか。

だから、そのへんがあいまいです。委員長にお願いしたいのですが、この「リサイクルセンター施設整備に係る提言」に関しては、「エコハウスとの連携をとる」と前倒して早く結論を出して、環境事務組合に提言する。それを受けて環境事務組合から県にアプローチしていただくということをお聞きしたい。いまやらないと間に合わない。

一方でプラザ部門は、「内容がわからないので連携のとりようがない」と受け入れられない可能性が大きいので、ここの部分だけでも、早く十分に連携をとっていただきたいという提言を出すことも可能ではないか。

県も時期的に困るかもしれないが、連携をとらないと話になりませんので、この部分だけでも、早く議論をお願いしたいと思います。

事務局： エコハウスは、基本的には地球温暖化防止のための施設ですので、このリサイクルセンターのプラザ部門がそっくりエコハウスに含まれてしまうことはありません。ただ、近接しますので、ネットワーク、連携、人材については、十分に協議して、連携を深めていくというやり方になりますし、プラザ部門についてもエコハウスがネットワークの対象になることは間違いないと思います。

委員： 私は、これは提言としていいと思っているのですが、提言を出した時点では、もうエコハウスができており、連携が難しいようであれば困るので、まだ可能があれば、先にこの提言を出す。そして、エコハウスの近くにリサイクルプラザができるのですから、できる限り環境事務組合と県で協議の場を設けて、調整を図るようにする。

お話を聞いていると、全く連携がとれていない。そのような状態で、我々の提言が受け入れられるとは思えないので、可能性のあるうちにこの部分だけ切り出してでも県へ投げかける。お互いにコミュニケーションをとって、事前に1~2回くらいは協議の場を持っていただきたいし、少なくとも調整したのであれば県も配慮していただきたい。

この提言を出すことが環境事務組合の力となるのであれば、提言を早めに出せばいいし、

出してもむだであれば提言から削除する。そのくらいの気持ちをもって言わせていただいている。

事務局： 言われるとおり、実際に具体的な協議はまだしていません。確かに必要だと思いますので、早急にそういう場を考えたいと思います。

委員長： エコハウスにも実行委員会のようなものがありますから、そういう委員会の中に我々循環型社会検討委員会の何人かがオブザーバーで参加するという事も考えられる。

組合側の炉の形式がはっきりと決まれば、エコハウスとのつながりも話ができる。一般論では幾らでも言えるのですが、この委員会で具体的なテーマを出して、エコハウスは受け入れられる段階なのでしょうか。

事務局(コカウト)： いまは展示施設の基本設計に入っています。その実施設計ができれば、来年、そのつくり込みに入ることになります。建物のほうの基本設計は終わっています。

例えば、廃棄物関係でいえば、5Rの実践に関する啓発機能といったものは入れることができると思いますが、どのような内容にするか、展示施設にするかは、これから考えていくところです。

委員： こだわるようで申しわけないのですが、5Rの啓発のものをエコハウスに入れると、プラザ部門にあと何が残るのですか。プラザ部門をつくる必要があるのですかという話につながってくる。基本的には「どのようなものにするのか」という事前調整をすることが重要ではないのですか。

いま委員長が言われたように、連携のとり方としては、オブザーバーで向こうに入る。反対に向こうの方もこちらにオブザーバーで入っていただく。そういう形の連携はとれるのか。時としてすでに遅しなのか。

時としてすでに遅しであれば、ネットワークの提言は、ほとんど実効性のない飾り言葉になってしまう。

こういう提言を出すのであれば、エコハウスは18年度中の供用開始で進めているのですから、タイミングとして急ぐべきではないのかということ。提言書がまとまるのが平成18年3月として、そのときに提言を受けても、もうエコハウスはほぼ決まりであれば、どうしようもないということになります。そういうことを申し上げているわけです。

事務局(コカウト)： いま展示施設の計画をしていますが、言われるとおり、後では遅くなると思います。まだ間に合うと思いますが、協会で協議し、また組合からも県に言っていただき、このネットワークの話を詰めていただくようにいたします。

副委員長： 早急に検討していただく課題がたくさんあります。事務局で十分検討し、対応していただきたいと思います。

それでは、「リサイクルセンター(プラザ部門)と周辺施設とのネットワーク化に関する提言案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料説明(内容割愛)

副委員長： ただいま事務局から説明していただきましたが、これにつきましてご意見がございましたら、お願いいたします。

委員： 以前、循環型社会を構築するためのフォーラムがありましたが、あれは1回で終わりですか。

「人材のネットワーク」は、人と人が知り合ってできるものだと思いますので、顔と顔を合わせる場所が要るのではないかと思います。そういう人たちが発表や討論を行うことができる機会は考えておられるのですか。

事務局： 確かに人材のネットワーク化には、実際の活動の場が必要です。それで、リサイクルセンターの「プラザ部門」の最後に「(人材の育成)」を挙げさせていただきました。「リサイクルアドバイザーなどの人材の育成を図るとともに、それらの活動の場を創出するなどのソフト事業(受け皿づくり)を検討することが望ましい。」ということです。

ただ、フォーラムについては、予算上、休止状態になっています。

委員長： 「ネットワークの概念」の中で、普通は産官学民とありますが、ここには官や学は入っています。各種団体、NPOなどの民も入っています。産はどうでしょうか。

というのは、リサイクルプラザ部門で、例えば、びんや缶に対して、こういうリサイクルができるという出口側には、やはり産の協力が要するという気がしますが、それは要らないですか。

ここに「排出事業者」が入っていますが、「事業者（排出事業者・一般事業者）」と書けば、産が全部入ります。ここでは「排出事業者」だけに絞っているが、前の部分では「事業者」と書いていますので、事業者を産と考えてもらい、そのように整理したいと思います。

副委員長： それでは、相当時間も経過していますので、一応このへんできょうの会を閉じさせていただきたいと思います。

5 . 閉 会

委員長： やっと各委員の方々から本音のご意見が聞かれるようになりました。次回にはもう少し具体的なところで、各委員のご意見が出てくるとと思いますが、そういうことがきっちりとおさまるような案、または提言にしていきたいと思います。

事務局にもかなりご無理なこともお願いしますが、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。